

高知県車両出入口の設置基準

一 趣旨及び方針

出願工事が目的が駐車場、ドライブイン、給油所及び倉庫等の通常車両の出入を伴う場合は出入口以外の場所から車両が出入できないよう申請者の費用負担で柵又は縁石等を設置させることとし、それにより道路交通の円滑化及び良好な道路環境の確保を図るためである。

なお、柵又は縁石等を設置する場所は原則として道路敷地内とする。ただし、民地側にへい等の施設を行う場合はこの限りではない。

二 承認の範囲

(1)歩道内出入口

(イ) 車両の出入口の幅は車両の種類により別表「車両出入口規格表」の範囲内とする。

(ロ) 出入口は原則として1箇所とするが、車両の出入りが頻繁であり、また、道路の交通量等現地の状況により1箇所では困難をきたす場合は2箇所設けることができるものとする。この場合各出入口間の距離は6メートル(歩道内の民地側)以上離すこととし出入の方向は原則として斜め方向とする。(別図1)

(ハ) 出入口は申請者の費用負担で舗装を施行させるものとする。舗装構造については、アスファルト要綱及びセメントコンクリート舗装要綱によるものとする。

なお、これによらない場合は、別途指示を与えるものとする。

(2)法面埋立出入口

(イ) 1号(イ)及び(ロ)に準じて車両出入口を設置するものとする。

(ロ) 1号(ハ)に準じて車両出入口を舗装させるものとする。

なお、出入口以外の法面埋立部についても道路の構造の保全のため必要があると認めるときは舗装を施行させるものとする。

三 次に掲げる箇所については原則として認めないものとする。

- (1)横断歩道のなか及び横断歩道橋の下側又は昇降口から5メートル以内の部分
- (2)バス停留所、路面電車の停留所を表示する標柱又は掲示板が設けられている位置から各10メートル以内
- (3)橋梁部分
- (4)トンネルの前後の縦断勾配が急な道路で50メートル以内の部分
- (5)歩道内で横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分。ただし、撤去しても交通安全に支障がないと認められる部分は除く。
- (6)交差点（路面総幅員5.5メートル以上の道路の交差する交差点をいう。以下同じ）のなか及び交差点の側端又は道路の曲角から5メートル以内の部分。ただし、T型交差点の突あたり部分を除く。（別図2）
- (7)バス停車帯の部分（(2)の部分を除く）及び路面電車の安全地帯の前で車道幅が狭くなっている部分
- (8)交通信号機、道路照明灯、道路標識等の設置又は設置する計画のある場所。ただし、これらの移転又は必要な保護工事を行い得る場所で当該工事を行うこととした申請となっている場合を除く。

四 その他車両の出入口について

- (1)すでに承認を受けて設置した（規制された）出入口を本基準に適合するよう改築申請があったときは現地の状況に応じ本規格表の範囲内で認めることができるものとする。
- (2)既設で縁石等による規制がなされていない出入口については実情を調査し、必要に応じ前記各号に準じ道路管理者において柵又は縁石等を設置するものとする。

五 舗装の表層厚について

令和4年9月13日付け事務連絡「歩道及び自転車道舗装の設計について（通知）」に従うこと。

別 表

車 両 出 入 口 規 格 表

| 車 種 | A 型 | | B 型 | | 摘 要 |
|------------------------------|------|-------|--|------|-----|
| | R | 幅 | R | 幅 | |
| 乗用・小型貨物自動車 | 1.0m | 4.0m | — | — | |
| 普通貨物自動車 (6.5t 以下) | 1.0m | 8.0m | R ₁ =3.0m R ₂ =0.6m | 7.0m | |
| 大型及び中型貨物自動車 (6.5t を超えるもの) | 1.0m | 12.0m | R ₁ =6.0m R ₂ =0.6m | 8.0m | |

注1) 2か所の場合は原則としてB型乗入口とする。

注2) ドライブイン・給油所等でその間口の車道に面した部分が、おおむね70メートル以上あり、かつ、大型車両が頻繁でやむを得ないと認めた場合は、特例として最大幅12メートルを2箇所設置することができるものとする。

注3) 小型貨物自動車とは、最大積載量3.5t以下の自動車とする。

注4) 道路管理者の施行する工事と承認工事が同時の場合における費用負担は、原則として超過工事分を申請者に負担させるものとする。

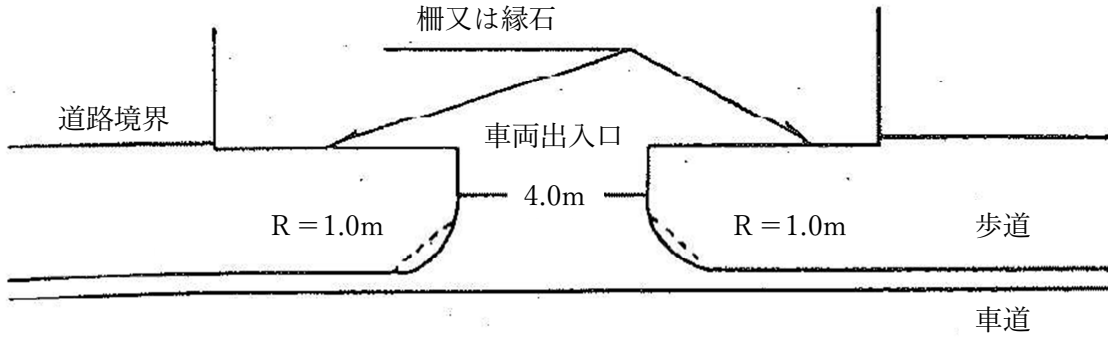
なお、道路管理者の施行する工事区間に既設の出入口がある場合は、道路管理者の費用負担において施行する。

(別図1)

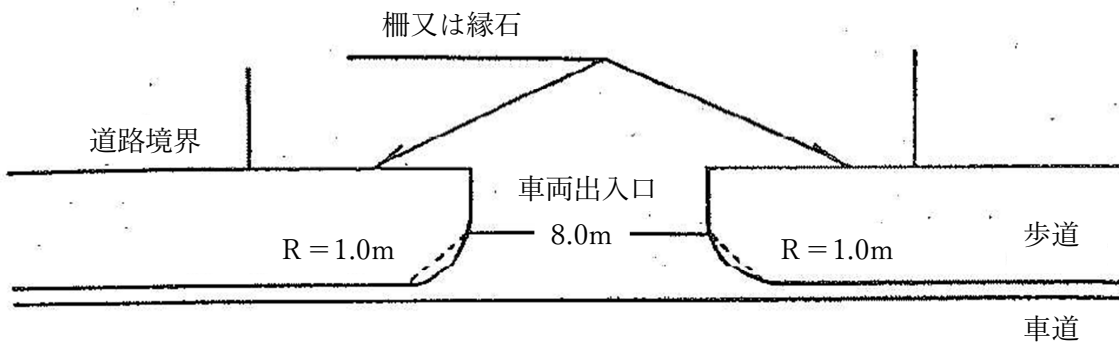
歩道内車両出入口

A型出入口

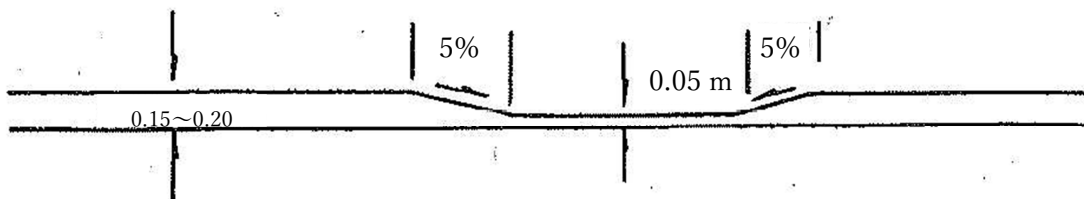
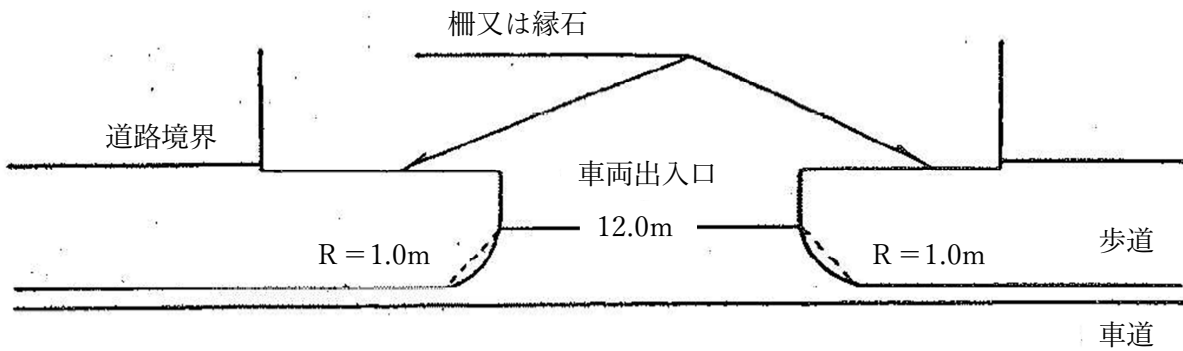
(乗用・小型貨物自動車)



(普通貨物自動車 (6.5t 以下))

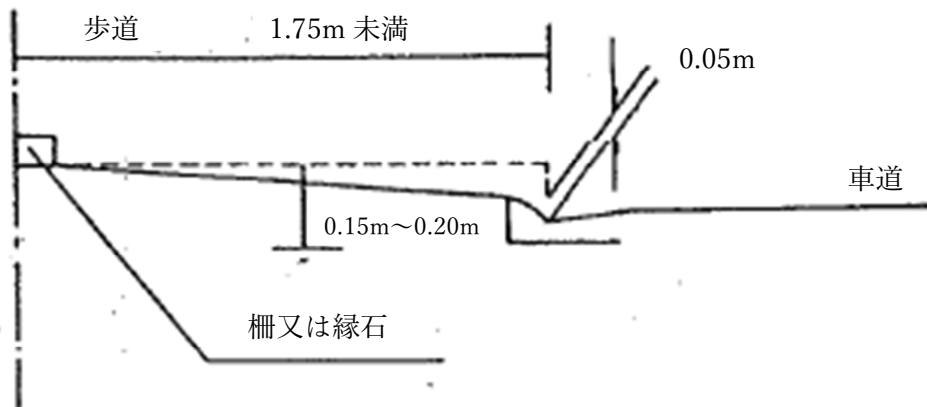
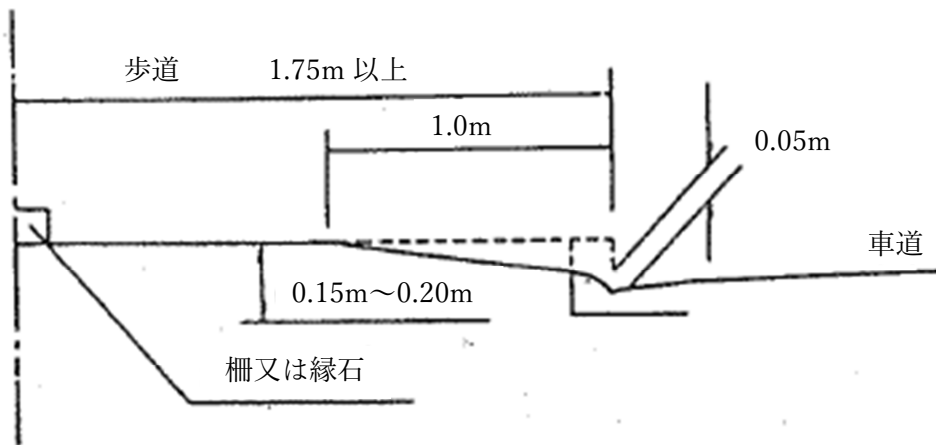
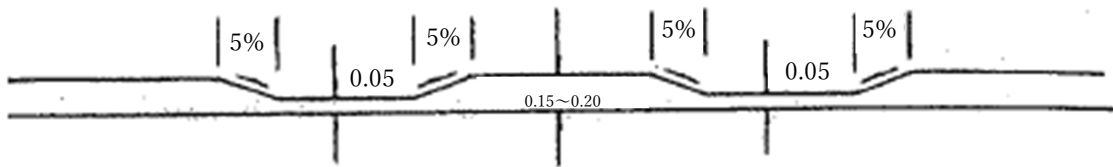
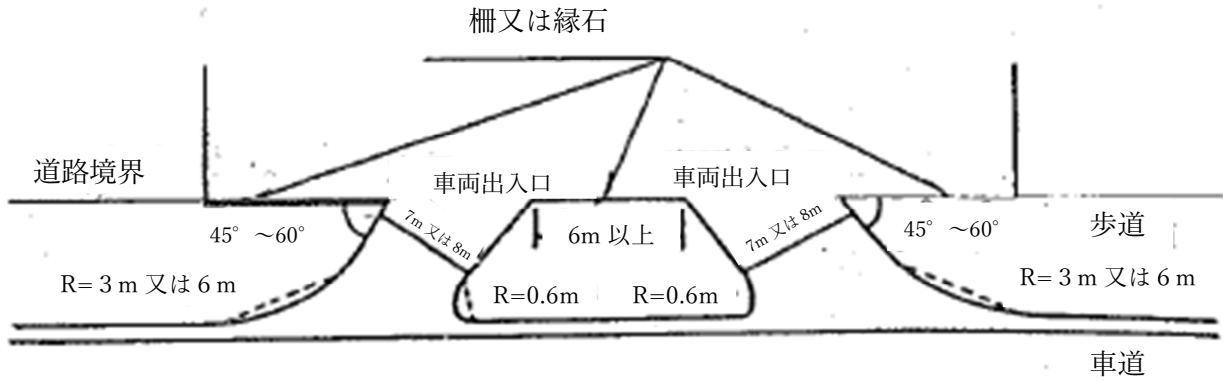


(大型及び中型貨物自動車 (6.5t を超えるもの))



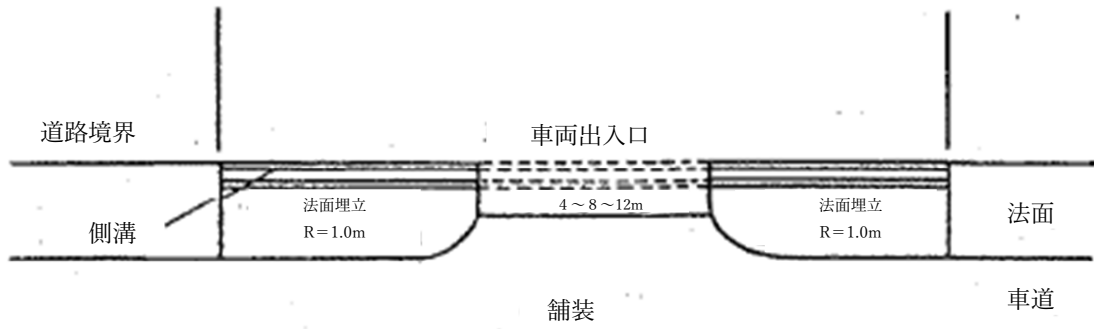
(普通貨物自動車・大型及び中型貨物自動車)

B型出入口

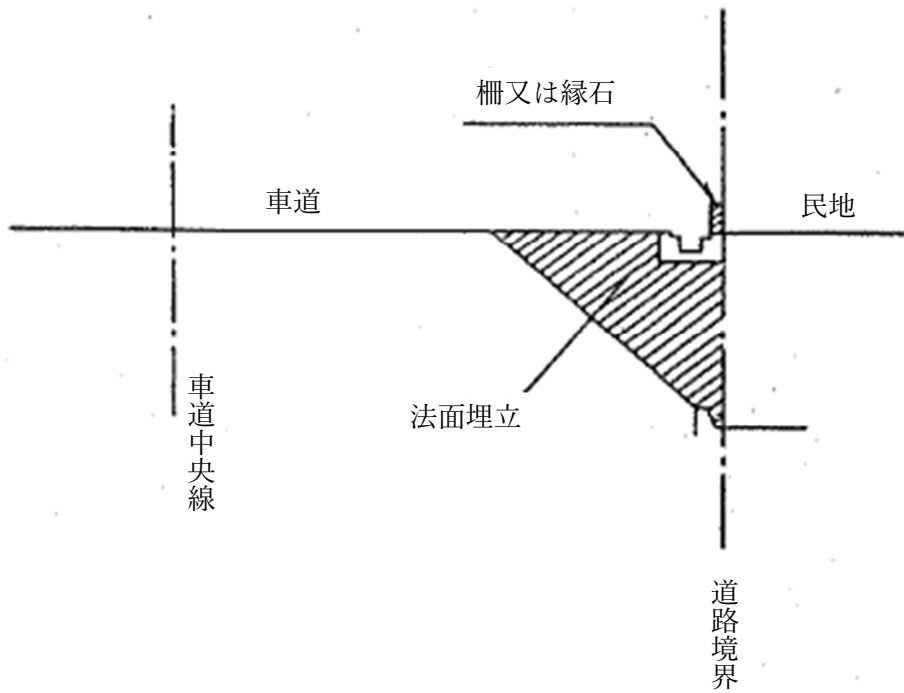
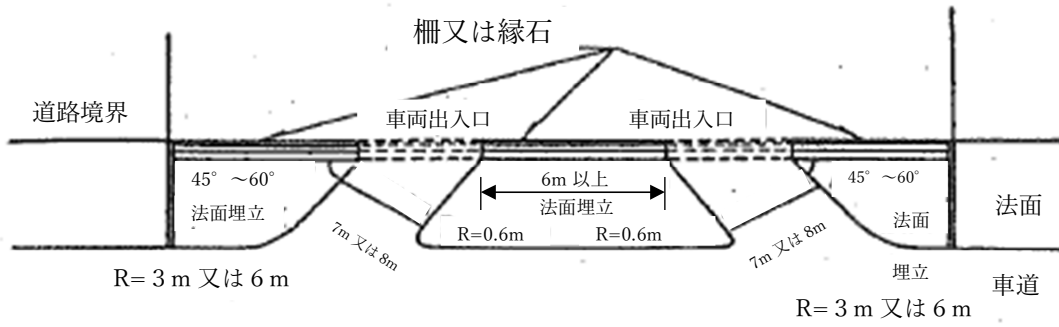


法面埋立出入口

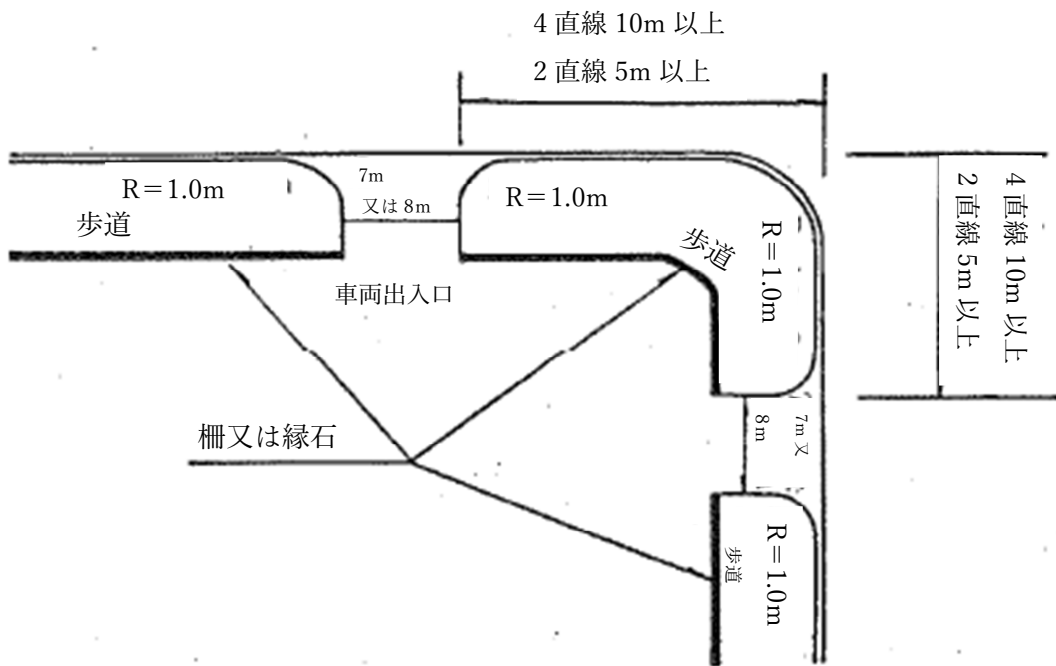
A型出入口



B型出入口

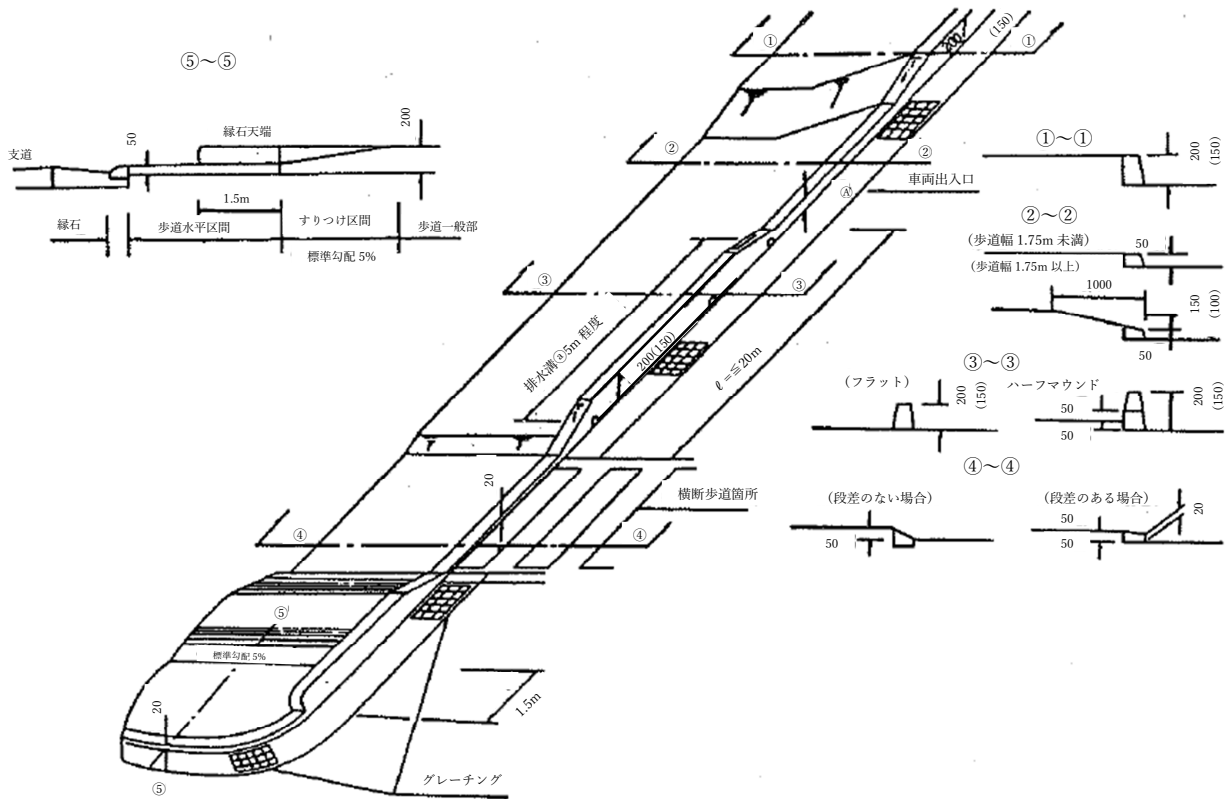


(別図 2)



(参考図)

歩道切り下げ構造については下記を標準とする。



- 1) 歩道 20mの区画間に 2 箇所以上出入口又は横断歩道等があるような場合、ハーフマウンド歩道構造又は、フラット歩道構造として極力切下げによる凹凸を少くする。
- 2) 自転車歩行者道におけるハーフマウンド区画車線縁石は自転車通行の安全上、斜めに切り欠く等の配慮をする。(図③~③参照)
- 3) 車道の乗入口等は、車道面より 5 cm マウンドし、横断歩道箇所又は身体障害者の出入口等、特に必要箇所は 2 cm とする。
- 4) 歩道横断方向の勾配の変化点は、角ばることのないよう曲線ですりつける。
- 5) 車両乗入口が明確でない場合は区画線等で表示する。
- 6) 横断歩道箇所又は身体障害者、自転車の出入口等、特に必要な箇所は車道面より段差をなくすることができる
- 7) ④部については(4)の図面参照のこと。

「歩道部および立体横断施設の構造について」の取扱いについて

参考図一6 縁石の構造

